

創立 1986 年

2019～2020年度クラブ目標

『共に手をつなごう  
ロータリーのもとで』

会長 中目公英  
幹事 兼子 聡



ロータリーは  
世界をつなぐ

2019～20年度国際ロータリーテーマ

## 第1609回例会

令和元年11月28日 (18:30～19:30)

○ソング

- 奉仕の理想

○スマイルBOX

- 中目公英会長 (本日は臨時総会にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。日神不動産投資顧問(株)管理部長の大島伸一さん、ロータリーを楽しんでいただければありがたい限りです。)
- 金田昇会員 (療養により欠席が続きました。寒くなってきました。師走の候、健康にお過ごし下さい。)
- 安部和夫会員 (結婚祝ありがとうございます。)
- 永野文雄会員 (寒い日が続いてます。今日は朝の気温が午後・夕方より高かったです。日神不動産株式会社大島伸一さんよろしく。早く慣れてください。)
- 山田顕一郎会員 (とりあえずスマイルです!)



▶第1609回例会出席状況 (R元年11月28日)

Ⓐ 出席免除を受けていない正会員数	44名
Ⓑ 出席免除の適用正会員数	14名
Ⓓ 全正会員数	58名
Ⓒ ①の出席者数	28名
Ⓔ ①のメイクアップ者数	0名
Ⓕ ②の出席者数	8名
Ⓖ = ③ + ④ + ⑤ (メイクアップ補填後の出席会員数)	36名
Ⓗ = ⑥ - (⑦ - ⑧)	52
Ⓘ = ⑥ / ⑨ × 100 (例会出席率)	69.23%

## 本日のプログラム

### ■会長の時間



中目公英会長

皆さん、こんばんは。今日も何かとお忙しい中、例会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。まず初めに、お客様をご紹介をさせていただきます。先週もお越しをいただきました、この第一ホテルさんの顧問先であります日神不動産投資顧問株式会社の管理部長の大島伸一さんです。先程、大島さんからちょっとお話を伺いました。第一ホテルの宗形会員に代わりまして、もしかすると私がというふうに社内で今、話が進んでる最中だということでもあります。是非、ロータリーが楽しいということを実感していただいて、大島さんのほうから自分で宗形さんの代わりに私が来ますというふうに進言していただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。今日は臨時総会です。今日の例会は、1から10までロータリー情報です。もうロータリー漬けの例会だと皆さん思ってください。まず初めに、ロータリー漬け第一弾として皆さま方にロータリー情報を伝達させてもらいたいと思います。ロータリーというのは職業奉仕を通じてそれぞれ奉仕活動をするというのがロータリーの根本です。その場合の指針として皆様方よくご承知のとおり四つのテストがあります。「言動はこれに照らしてから1.真実かどうか。2.みんなに公平か。3.好意と友情を深めるか。4.みんなのためになるかどうか。」これは謳ってますから、皆さんもうご理解ご記憶だとは思いますが、この四つのテストをもう少し敷衍して、ロータリーにはロータリアンの行動規範が決められています。今日は皆さん方、年次計画書を持ってきてくださいと案内をしますから、年次計画書をお持ちの方は3ページをご覧ください。「ロータリアンとして私は以下のように行動する。1.個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準を持って行動する。2.取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念を持って接する。3.自分の職業スキルを活かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。4.ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。」これがロータリアンの行動規範です。何かにするにつけて四つのテストでもって、自分の考え方、行動を律するんですけども、さらに行動規範というのがある訳です。ただ、この行動規範がすぐ変わるのです。実は、2019年ですから今年の1月、国際ロータリーの理事会において第5番目、5項目が実は追加されていま

す。この5番目についてご紹介をさせていただきます。「5.ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起らないように確認する。」自分でハラスメントするばかりじゃなくて、ハラスメントに対して報復してる人についてもちゃんとチェックしなさい。このチェックするというのが、ロータリアンとしてのロータリアンたるもんですとの一文です。皆さん方は異性に対してのハラスメントよりは、対社会においてパワハラとかを自分が知らない間にやる可能性が高いでしょう。必ずロータリアンの行動規範の中に新しい1項目としてハラスメントに注意しなさいという項目が入ったということ、まず初めに今日の会長の時間のロータリー情報でお伝えをさせていただきます。今日はひとつどうぞよろしく願いいたします。

### ■幹事報告

兼子聡幹事

- 国際ロータリー第2530地区地区幹事：台風19号により被災された会員の皆様へのお見舞いについて
- 福島民友新聞社：年賀奉仕団体特集広告協賛のお願い
- ガバナー事務所：決議審査会の結果、定款・細則と2019年手続き要覧について、年次総会と中間報告について

### ■委員会報告

○親睦委員会

須藤正樹委員長

親睦委員会から、12月12日クリスマス例会があります。皆さん、29日明日が締め切りとなっておりますので、奥さん、お子さん、お孫さんを是非誘って参加していただければと思います。よろしく願いいたします。

### ■本日のプログラム

2019-2020年度 臨時総会

○開会の挨拶

吉野敬之会長エレクト



只今から、2019-2020年度臨時総会を開会いたします。よろしく願いいたします。

○会長挨拶

中目公英会長

臨時総会のほうで一言ご挨拶をさせていただきます。今日の臨時総会の議題のテーマは、我がクラブの定款ならびに細則の変更についてであります。ロータリアンは自分たちのクラブの中だけのことであればそ

んなに思わないのですけれども、その自分のクラブの会長をやった後、国際ロータリーの2530地区に出向いたり、さらには日本ロータリーに出向いたり、さらには国際ロータリーに出向いたり、ロータリーのレベルが高いかどうかはわかりませんが、そのクラブを超えたところに出向いていくようになります。我がクラブでそのクラブレベルを超えたのは、まず県南分区代理になった益田さんがいらっしゃいました。次は、林さんがいらっしゃいました。その次は、吉成さんがいらっしゃいました。クラブの会長レベルを超えて一つレベルを上がった人たちが、残念ながら今我がクラブには会員としていないというこの現状がちょっといびつなことになってしまった原因でないかと私自身は思っております。その一つクラブレベルを超えたロータリーのリーダーの人たちが健在で、きちんとロータリー情報を会員一人一人に伝えていけば、今日の臨時総会をしなくても、定期的に変わっていく国際ロータリーの動きに追随していくことができたらと自分では考えています。今日は国際ロータリーの標準的な活動に、我が白河西ロータリークラブの活動を寄り添われるよう、少し変更したいと臨時総会を開催させていただきました。私も20何年間ロータリーをやっていますが、こんなことを考え始めたのは会長を受けろといわれた3年くらい前からの話で、それ以前は一つも考えたことがなかったので、皆さん方の気持ちも本当に手に取るようにわかります。こ面倒くさいことをまた言ってるくらいでも構いません。今日の総会を経ることで我がクラブが一皮むけると、ご理解いただければありがたいと思っております。どうぞ今日の臨時総会、ご協力のほどをお願いいたします。

#### ○議長選出 中目公英会長

それでは、暫時議長役を務めさせていただきます。本来であれば、中長期戦略策定委員会の宮本委員長さんからいろいろと詳しいお話をさせていただくところではありますが、宮本先生が職業奉仕で今東京に出張しているので、会長が全部自分でやっておいてくださいとのお話でした。本来であれば副委員長の鈴木孝幸さんに振ってもらうのかもしれませんが、私のほうで進めさせていただきたいと思っております。年次計画書をお持ちの方は、我がクラブの細則のページの14ページの第15条をご覧ください。「本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成の投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されなければならない。今だったらファックスで送ったりメールで送ったりしてもぜんぜん問題ないところなんですけれども、この改正条項にこのように書いてるものですから、皆さん方に事前に10日前に改正

案の条文等々を郵送で事前にお知らせをしているというわけでありまして。「クラブの定款およびR Iの定款、細則と背馳するがととき改正、または条項追加を本細則に対して行うことはできない。今日は細則の変更をするんです。さて、その前にもう一つ、8ページ。これは今度は定款の改正です。「第19条、第1節、改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。」だから、我が白河西ロータリークラブの定款は我がクラブが改正できない。国際ロータリーの規定審議会が改正することができるだけなんです。その方式についてはR I細則の改正について同細則で定めているものとする。」第2節、第2条と第3条の改正。定款の第2条及び第3条。第2条(クラブの名称)と、第3条(クラブの所在地域)。定足を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも投票する出席会員の過半数の賛成によって改正することができる。但し、当該改正案の通告が、それを議する例会の少なくとも10日前に、ここも同じように各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。つい最近の例では、古殿は今まで東白川ロータリークラブの領域だったんですけれども、石川ロータリークラブさんがこの3条の改正をクラブで議決して古殿は石川ロータリークラブの範囲になるというふうな改正がなされました。2条と3条は我がクラブは白河西ロータリークラブと名前を変えないということ、クラブの会員になれる人は白河市と西郷村と変えるつもりはありません。第1節の中に書いてある規定審議委員会は、3年に1回執り行われまして、そのいろいろな審議の結果でもって標準ロータリークラブ定款というのが定められます。これは3年に1回の4月に行われるんですけども、その年の7月から始まる年度から適用になるわけです。皆さん方にお渡しをした新しい定款の7ページの16条、「ロータリーの目的の受諾と定款細則の順守。会員は会費を支払うことによってロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブの定款、細則を遵守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件のもとにおいてのみ、会員は本クラブの特典を受けることができる。各会員はクラブの定款、細則の文書を受け取ったかどうかに関わらず、(つまり4月に規定審議委員会で改正されると、その改正されたことが7月になって適用になるのですが、自分たちの会員一人一人に新しく変わったところのクラブの定款ならびに細則がこういうふうに変わりましたというのを示されることがなくても、)定款ならびに細則の条項に従うものとする。」ですから、R I国際ロータリーの規定審議委員会で4



月に改正を決めると、その次の年度の7月からもう強制的にロータリーの標準クラブ定款というのは変わるという国際ロータリーのシステムになっています。現在、我がクラブのこの年次計画書の中に載っている定款は、我がクラブの会員は今でも有効だと思っておりますが、実はこの定款は有効になっていません。この7月1日からはもう強制的に、この前皆さん方に郵送でお渡しをしたこの標準ロータリークラブ定款、白河西ロータリークラブの定款が今我がクラブの定款になっているんですね。今日の臨時総会ではまず初めに、定款の変更というのはそれをまず認識してもらいたい。私たちのクラブの定款は現在、この年次計画書に載っている定款ではなく、10日前に郵送されたこの定款が定款であると、これは承認する承認しないの問題ではなく強制的に受け入れさせられていると認識していただいて、認識していただいたことをもって我がクラブの定款が変わったとさせてもらいたいのであります。特に変わったところをお話をさせてもらいます。第7条の2節、2ページ目の年次総会。これは鳴島直前会長からご指摘があったところですけど、今度12月にする年次総会です。「役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告、及び前年度の財務報告を発表するための年次総会は細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。」これまでだったら、次の年度の役員だけ選挙する。一番初めのパラフレーズのところだけ、そのために年次総会をやっていたのです。今度はその次の、現年度の収入と支出を含む中間報告、及び前年度の財務報告を発表するということが加えられてしまいました。ただ、現在の我がクラブでは前年度、鳴島年度の決算報告はもう既にやっておりますので、今度の12月の年次総会ではすることにしません。また、私の年度の収入と支出の中間報告というのは、12月31日までに行われる年次総会の12月中までの中間報告ではありません。おかげさんでありがたいことに我がクラブは居川会計事務所さんに会計の処理を頼んでまして、四半期ごとに決算の報告を受けていますから多分7月から9月までの報告を年次総会の時にすることになります。これは報告をするわけですから、賛成するとか反対するとかではありません。取りあえずクラブの財務状況がどうなるかの中間報告を年次総会でしると定款では決まりました。それからもう一つ、これは我がクラブにとっては大変重要なことです。先程、永野会員がお話をしていたことが2ページの7節、「公職についている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にあるものは当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。」つまり、市長さんとか村長さんとか、議員先生とかは、その議員あるいは市長という職業分類の下ではクラブの正会員になれないわ

けですね。「この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命されたものには適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命されたものは、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。」つまり、我がクラブの議員先生方は議員としているわけじゃなくて、以前の職業の学習塾の先生とかの職業分類で会員である訳です。さらに、こういう人たちは役員になってもしけないと今までは規定があった訳ですけども、この新しい標準ロータリークラブ定款をみると、その7節はすべて抜けています。3ページ目、上からの7節、「例外、細則には本条の2節及び4節から6節に従わない規定を含めることができる。」つまり、公職にある人はクラブの会長とか役員は駄目だとか、そもそもロータリアンになれませんという規定は全く抜けてしまいました。ですから、我がクラブの公職にある人は率先して会長になってもらいたい。今回のR Iの2019年の4月の規定審議会が変わりました。おそらくこの規定によって影響を受ける人は、ほんの少ししかないのでわざわざそんな規定は作らなくていいと、少しの人がロータリアンであるということはむしろ名誉なことだから、そういう人たちは積極的にロータリーの役員になってもいいと規定審議委員会が変わったことも非常に特徴的です。我がクラブは上杉先生から市町村の議員先生まで、もうよりどりみどりでいらっしやいますから、率先して役員を受けていただきたい。ひとつどうぞそこをお願いいたします。その他には、よく私もお話ししてましたが、メーカーの期間が年間有効に変わるとか、あとは、同じ職業分類の人が51人より少ないクラブの場合は5名以上は駄目で、51人を超える場合には全体の10パーセント以上は駄目で、そんな職業分類上の規定も全くなかったとか、これまでお話ししてきたところでもあります。この7月1日からは私達のクラブの定款はこれに変わっていることをご理解をください。その次、今度細則であります。これは中長期戦略策定委員会の宮本先生をはじめ、所属の委員会のメンバーが本当に苦勞して作ってくれた文章であります。これも現在の細則から相当しスリム化してしまいました。推奨ロータリークラブ細則に基づきましてそれに齟齬しないような形で作っております。一番変わったところ、もう一度定款に戻っていただき、5ページの上の11条の第7節。これまでの標準ロータリークラブ定款の中にはそのクラブに必ず作らなくてはならない委員会名称の規定はありませんでした。自由にいろいろな委員会名で作ることができたんですね。ただ、五大奉仕がありましたから、その五大奉仕に基づいてそれぞれ委員会が設定されていた訳です。今度の新し

い定款では五大奉仕はあるのですけれども、11条の第7節に委員会。「本クラブは次の委員会を有するべきである。クラブ管理運営委員会、会員増強委員会、公共イメージ委員会、ロータリー財団委員会、奉仕プロジェクト委員会」を必ず作りなさいと定款に書いてあります。我がクラブでは現在のところ、公共イメージ委員会もなければ、奉仕プロジェクト委員会もありません。ですから、この定款に載っている形で細則を変えないといけないのであります。このために、いろいろと宮本先生はじめ委員会の方々苦勞していただきました。条文は後から見ますが、この細則の綴りの一番最後のページをご覧ください。ちょっと訂正があります。会員維持増強となっておりますけれど、これは定款にあるとおり会員増強なので、その維持の二文字を削ってください。お願いいたします。そこに定款の11条の7節にあったクラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団、奉仕プロジェクトという、それぞれの委員会を作りました。この委員会で中長期戦略策定委員会の皆さん方は大変大揉めに揉めました。それが委員会だったら、そこに委員長が必要なのかどうかという話です。ロータリークラブの人数が20名前後であれば、定款に定められているところの委員会に委員長を置いて委員会構成を作らないといけないのですけれども、西ロータリークラブではありがたいことに大体概数60名のメンバーがいますと、この委員会に一人ずつ委員長を置くよりは、その委員会というものを書いてみればグループ名称というふうに読み替えました。上の委員会をグループ名称というふうな委員会と呼んで、その下に所属しているのが本来の今までのクラブの委員会であるという形に組織上が変更になります。その下にある委員会は、現在ある我が西ロータリークラブで持っている委員会と変わるところはありません。変わったところは中長期戦略策定委員会です。これは成井年度から出来始まった委員会ですけれども、その年度年度ごとに会長の思い入れがあって名前が変わっていました。それを宮本先生の強いご意向で中長期戦略策定では戦争を類推してしまうから、ビジョン推進としてもらいたい。このビジョン推進のビジョンとは何だということ、こちらの今日の年次計画書をお持ちの方は3ページをご覧ください。そこに、ロータリーのビジョンというのがあります。「私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で持続可能な良い変化を生むために、人々が手を取り合って行動する世界を目指します。」このビジョンです。これは地区大会の報告の時に鈴木孝幸副会長さんがお話になったことではありますが、ロータリーの奉仕の理想を通じてロータリーの未来像として目指してい

るわけです。このロータリーのビジョンを目指すために、遠い目標としてのビジョンを目指すために5年ごとに戦略計画を作るわけですけれども、ビジョンを目指すとはビジョンを推進するというわけであり、何週か前の時の会長の話で申しあげましたが、ロータリーの目的のほかにロータリークラブの目的があって、クラブレベルを超えた会員を育成をする訳です。会員増強のロータリー情報委員会は新入会員、特に入会3年までの新入会員にロータリー情報を伝達をして、新人教育をする委員会ですけども、今度は会長経験者の方々あるいは中堅どころから少し経験年数が古いロータリアンの人たちにもっと地区、国際ロータリーまで羽ばたいていただくためにロータリーの深いところまで研修をしましょうと、ロータリー歴の長い人たちの勉強機関としての研修委員会が作られました。そして、ビジョン推進と研修委員会になったのであります。それに添う形で西ロータリークラブの細則が変わってきています。これまでの我がクラブの細則は、宮本先生が斎藤惣三郎さんに言われて、まだ若かりしバリバリの時代の宮本先生が事細かに条文をお考えになられて書いていただきました。ただ今回、推奨ロータリークラブ細則そのものが短い文章なので、宮本先生は自分の文章を削りに削ってこのような短い細則になりました。逆にいうと、自由の度合いが広がった。それぞれの年度の会長の裁量でもってやれるところが多くなった、それが今回の細則であります。特に変わったのは我がクラブに愛好会が沢山ありますけれども、これまでは愛好会の名称を細則の中に書き込みまして、会長が愛好会を変えたい場合には、年次総会で細則の変更をしないといけなかったのですが、今度の細則では愛好会の名称は入れない。ですから、その年その年の会長の判断で増やしたり減らしたりということができるようになります。ただ、3ページ目の親睦委員会のところに、「親睦委員会、この委員会は会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。この委員会は我がクラブの愛好会の活動を支援する。」この一文だけになってしまいました。ですから、斎藤惣三郎さんと吉成清志さんが残念ながら我がクラブの正会員でなくなった今、美・倶楽部を強力に推進する人がいなくなったのですけれども、美・倶楽部が細則に書いてあると美・倶楽部を減らすための細則変更の総会を開かないといけなかったのですけれども、もうそれは会長の胸先三寸で自由に変更できるし、委員会のメンバーの皆さん方がこういう愛好会を新たに作ってくれと、そろそろアウトドアの委員会は沢山あるけど



インドア派の愛好会ももっと欲しいなと、将棋愛好会がほしいなとか、囲碁愛好会がほしいなというふうなメンバーがいた場合には、会長並びに役員の方々が委員会構成をする前の段階で、次年度の場合は吉野さんに、その次の場合には鈴木孝幸さんに今度愛好会で作ってくれと内々で打診をすると、会長エレクト、副会長がその自分の裁量範囲内で細則の変更とか難しい手続きをすることなく行うことができます。そのように細則を決めさせていただきました。以上、定款の変更並びに細則の変更の提案者としての説明をさせていただきました。今度は審議に入りたいと思いません。

これまでの定款の変更ならびに細則の変更につきまして、皆さん方のご質問、ご意見、ここはこうしたいほうがいいんじゃないか、あるいはもっとこうあるべきだ等々のご意見があれば挙手の上ご発言をお願いいたします。先程の変更に伴いまして、細則の3ページ目の真ん中のあたりにあるカッコに会員増強委員会を目的として下記委員会を設置するところの会員維持増強の、この維持の二文字を削除をお願いいたします。それから定款で1ページ目の第2条、本クラブの衛星クラブの名称はの衛星のセイは生きるではなくて星のほうの衛星クラブに訂正ください。あと、文字の間違い等々見つけた方はこの場でご指摘もお願いいたします。ご質問等々ないでしょうか。それでは、決を採るという形で、賛成の方は拍手でお願いいたします。

ありがとうございました。では、これに則り、今日から我がクラブの運営をさせていただきます。取りあえずは来月の12月に年次総会を控えておりまして、吉野年度の役員と私の年度の会計の中間報告をする年次総会がございませぬ。そちらにもご参加をいただければと思います。取りあえず臨時総会のほうは一度閉じさせていただきます。時間が多少ありますのでもう一つ後半のロータリー情報をお伝えをしたい。今日はロータリーづくしでひとつよろしくお願ひします。その他皆さんのほうからこの臨時総会で何か議題にしたいような議案をお持ちの方がいらっしゃったらご発言をお願いをいたします。はい、ないと認めませぬ。以上、審議の二つの事項につきまして終了いたしました。議長の座を下ろさせていただきます。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

#### ○閉会の挨拶

鈴木孝幸副会長



それでは皆さん、慎重審議ありがとうございました。中目会長の説明は本当に事細かに、いつも中目会長の祝詞等々を現場で聞く時に非常に事細かに丁寧な説明だなど。今日のこの説明も、それと同様に非常にわかりやすい説明だったと思いま

す。どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして2019-2020年度臨時総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

#### ○中目公英会長

先程、文字の訂正のところでありました第2条の2行目。本クラブの衛星クラブの名称は下線部とする。衛星クラブとは何でしょうか。衛星クラブは2019年の規定審議委員会で決まったわけではありませぬ。これは2013年、前の前の規定審議委員会で決まりました。我がクラブが拡大委員会を作って新しいロータリークラブを作ろうとすると、国際ロータリーの定款ならびに細則上、20名以上の会員を揃えないと新しいクラブは発足にはなりません。我が白河西ロータリークラブは、白河ロータリークラブの拡大委員会で27名のチャーターメンバーを集めて新クラブとして発足をしました。現在の状況で20名以上集めた新クラブを作るといふのは大変難しいと国際ロータリーの上の人たちは思ひまして、それで衛星クラブを作りました。衛星クラブは8名いればできます。衛星クラブの会員はロータリーの会員です。例えば、白河ロータリーの重鎮はずっと存命中は白河ロータリーで、自分の息子をロータリアンにするのに同じ白河ロータリーに入れる訳にはいけないと思うと、一生懸命20名以上集めて西クラブ作ったり南クラブを作りました。今は、新しいロータリークラブを作るのではなくて自分のロータリーの子クラブみたいな形で8名以上で衛星クラブを作ることができるんです。そのロータリアンの人たちはきちんとした正会員としてのロータリーの権利と義務をすべて有します。ある程度、お父さんが体が弱くなって本会のほうに出れなくなったら、衛星クラブの会員が本クラブの会員に上がる。上の年齢層が60代のロータリークラブだったら、下の衛星クラブのロータリアンの人たちは30代40代の人たちを入れて、それでぐるぐる回しながらロータリー活動を進めていきましょうと、国際ロータリーの人たちは考えて衛星クラブを作りました。ですから、皆さん方のお友達、ご子息をロータリーに入れたいならば、よそのクラブではなくて、我がクラブの衛星クラブを作ってそこに入れて、ある程度経ったら本会に上げるということで会員数を確保するという衛星クラブです。私の年度は考えませぬが、将来は面白いなと思ひます。衛星クラブの説明をさせていただきました。今日は、1から10までロータリー情報で申し訳ありませんでした。ありがとうございました。